

## 第1号議案

## II 事業内容について

本法人定款第4条により策定した令和6年度の事業計画に基づいて行った事業等につき、以下のとおり報告する。

## 1 支援事業(公1)

## (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業

## ① 支援件数

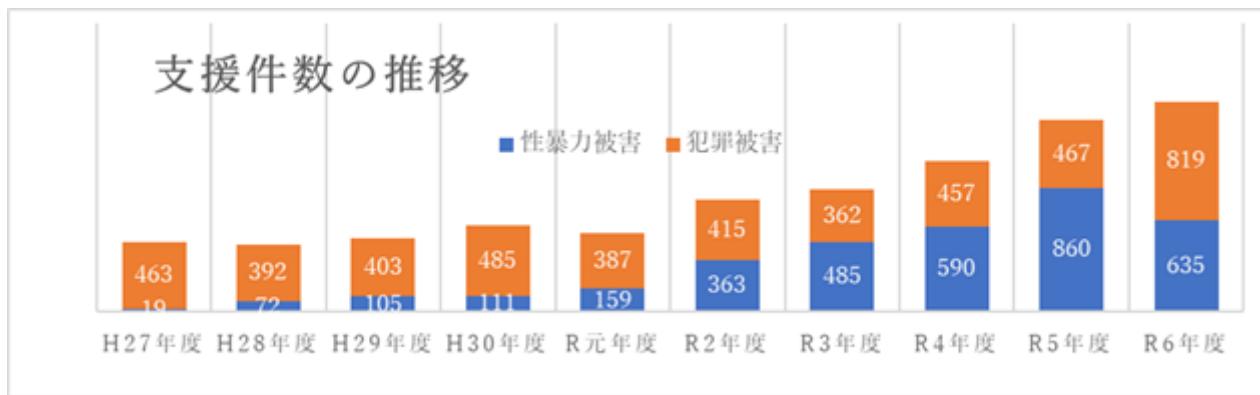
【表1】支援件数

		令和6年度	令和5年度
電話相談	総合	557	295
	性暴力	575	732
メール	総合	0	2
	性暴力	28	53
面接	総合	84	53
	性暴力	20	30
直接的支援	総合	172	111
	性暴力	12	45
自助グループ	総合	6	6
	性暴力		
合計	総合	819	467
	性暴力	635	860
	合計	1,454	1,327

【表2】直接的支援の内訳

支援内容	令和6年度		令和5年度	
	総合	性暴力	総合	性暴力
警察関連支援	1	0	3	0
裁判関連支援	31	0	34	5
検察庁関連支援	3	0	1	0
弁護士法律相談付添	1	0	0	1
行政窓口等への付添い	15	0	0	13
病院付添い	4	9	0	4
自宅訪問・生活支援	18	0	0	4
物品の供与・貸与	1	0	0	0
その他※	98	3	73	18
合計	172	12	111	45
総合計	184		156	

※資料・手紙等の送付・自助グループ関連・全国被害者支援ネットワークの緊急支援金申請



## ② 相談電話開設時間

## ア 犯罪被害相談：月～金 10:00～16:00

土日休日及びセンターの執務時間外の7:30～22:00の間は、全国被害者支援ネットワークが運営する全国共通ナビダイヤル（0570-783-554）で対応（年末年始を除く）

## イ 性暴力被害相談：月～金 9:00～17:00

平日の執務時間外及び夜間休日は、国（内閣府男女共同参画局）が設置した「性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンター」で対応。コールセンターが病院等での処置が必要と判断した緊急事案（直接的支援）は、

一般社団法人 LANS（つくば市）

が対応（業務委託）し、24時間365日体制を保持した。